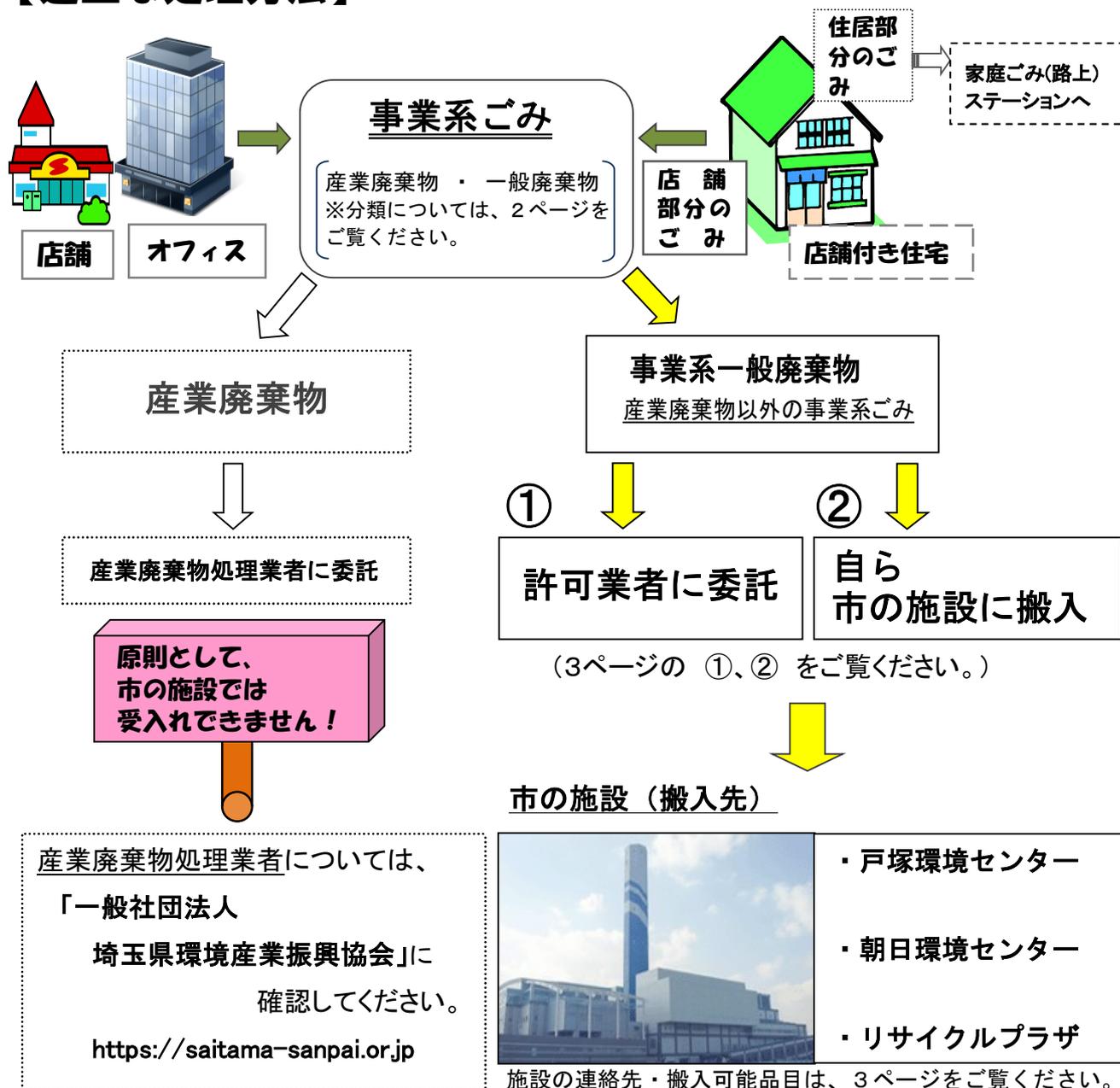


川口市事業系ごみ適正処理の手引き

○事業所のごみは、ステーション（集積所）には、一切、出せません。

- ・事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ・従業員のお弁当の容器やたばこの吸い殻など、その量や種類を問わず、一切、路上ステーションには出せません。

【適正な処理方法】



よくある質問

Q1 事業者とは、営利を目的として事業を営む者のことでしょうか。

A1 事業者は、単に営利を目的として事業を営む者だけではありません。
公共団体（市役所など）や町会・自治会、NPO法人など、営利を目的としない場合も事業者です。



Q2 街中をトラックで巡回し、不用品の回収を呼び掛けている業者に廃棄物処分を依頼しても良いでしょうか。

A2 一般廃棄物の収集運搬には、原則として市の許可が必要です。許可を受けていない業者が廃棄物を収集運搬(処理)することはできません。

また、許可のない業者に廃棄物処理の委託をすることは、法律により禁じられています。
無許可業者に委託することは、厳しい罰則が規定されています。

Q3 事業者がごみを投棄した場合、罰則などの対象になりますか。

A3 不法に廃棄物を投棄することは、法律により禁止されています。みだりに廃棄物を投棄すると5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金、またはこれらの両方が科されることがあります。

Q4 黄色半透明袋は、どこで購入できますか。

A4 市内のスーパー・ホームセンターなどで販売しています。

Q5 事業ごみを自ら焼却するなどの処理をすることはできますか。

A5 自己処理には法による基準が定められています。むやみに焼却処理をすると罰せられることがあります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による罰則等

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又は併科（第25条）

■無許可業者への委託（第6号）

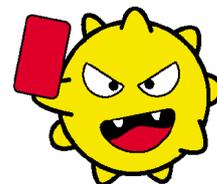
- ・許可のない処理業者等に廃棄物の処理を委託すること。

■投棄禁止違反・未遂（第14号・第16号）

- ・廃棄物をみだりに捨てること。不法投棄及び未遂

■焼却禁止違反・未遂（第15号・第16号）

- ・廃棄物の焼却禁止に違反及び未遂



事業系ごみに関するお問い合わせ先

○事業系一般廃棄物に関すること・・・川口市 環境部 資源循環課 TEL 048-228-5370

○産業廃棄物に関すること・・・・川口市 環境部 産業廃棄物対策課 TEL 048-228-5380

○産業廃棄物処理業者に関すること・（一社）埼玉県環境産業振興協会 <https://saitama-sanpai.or.jp>

メモ

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。

川口市 事業系ごみ

検索

事業系一般廃棄物の出し方

- 事業系一般廃棄物は、必ず **黄色半透明袋** に入れてください。
- ごみの重量に応じて **処理手数料** (220円/10kg) が掛かります。
- 許可業者に委託する場合、 **収集運搬料金** が必要です。(金額は業者により異なります。)

① 許可業者に委託 ➡ **処理手数料** と **収集運搬料金** が必要です。

- ・必ず一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている「**許可業者**」に委託してください。
- ・収集運搬料金は、委託する許可業者に確認してください。

◎(別添:川口市収集運搬業許可業者一覧をご覧ください。)

② 自ら市の施設に搬入(自己搬入) ➡ **処理手数料** が必要です。

- ・事業系一般廃棄物の搬入先は、下記のとおりです。(産業廃棄物は、原則持ち込めません。)

市の施設	品目	受付日時	所在地	電話番号
戸塚環境センター	一般ごみ 粗大ごみ	月曜日から金曜日 (年末年始・祝日・振替休日を除く)	藤兵衛新田290	048- 295-0131
朝日環境センター	一般ごみ	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時 ※処分手数料	朝日4-21-33	048- 228-5300
リサイクルプラザ	資源物	220円/10kg		048- 228-5306

○資源物の搬入

- ・従業員が個人的な飲食のために事業所に持ち込み発生した飲料かんなど、生活に係るものは、**分別、洗浄し「資源物」として搬入**することができます。
- ・資源物として搬入する場合でも処分手数料は、**220円/10kg** です。

事業所内において従業員の方々の個人的な 飲食により排出される資源物



飲料かん



びん



ペットボトル



プラスチック製容器包装
(上記のマークのあるもの)

※販売やイベントなど事業活動により発生したものは、**産業廃棄物**です。



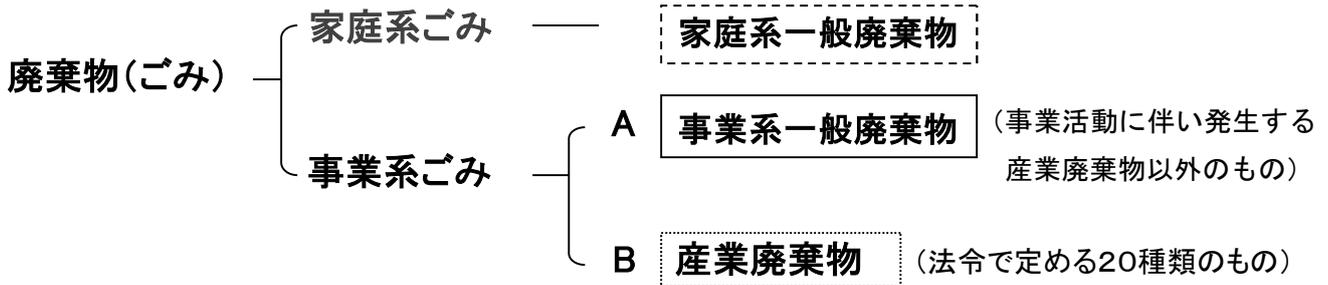
新聞紙などの紙類

直接ひもでしばってください。

印刷加工業など**特定業種**の場合は、**産業廃棄物**として処理してください。

(※特定業種につきましては、2ページの「紙くず」の欄をご覧ください。)

ごみの分類



A 事業系一般廃棄物

- ・事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもので、主に生ごみ、紙くずなどです。
- ・店舗や工場などと住宅を併用している場合
 - 住居部分 から出るごみ 家庭系一般廃棄物 は、ごみステーションに出してください。
 - 店舗など から出るごみ 事業系一般廃棄物 は、ごみステーションには出せません。

B 産業廃棄物

- ・事業活動に伴い発生する下記の20種類と輸入された廃棄物をいいます。

業種に関わらず、すべての事業活動に伴うもの			
1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸
5 廃アルカリ	6 廃プラスチック	7 ゴムくず	8 金属くず
9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	10 鋳さい	11 がれき類	12 ばいじん
特定業種の事業活動に伴うもの			
13 紙くず	… 建設業※、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業		
14 木くず	… 建設業※、木材または木製品の製造業、家具の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業		
15 繊維くず	… 建設業※、繊維工業(繊維製品製造業を除く)		
16 動植物性残さ	… 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業		
17 動物系固形不要物	… と畜場から出される獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした固形状不要物		
18 動物のふん尿	… 畜産農業		
19 動物の死体	… 畜産農業		
※建設業に係る紙くず、木くず、繊維くずは、工作物の新築、改築または除去に伴うものが対象			
○その他、業種に関わらず産業廃棄物となるもの			
・木くずのうち、貨物流通のため使用したパレット、その積付けに使用した梱包用の木材			
・紙くず、木くず、繊維くずのうち、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が塗布され、又は染み込んだもの			
20	1 から 19 を処分するために処理したもの		

※ 産業廃棄物は、原則、市の施設に搬入することはできません。

「一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会」(4ページをご覧ください。)に確認のうえ、産業廃棄物処理業者に処理を委託し適正に処理してください。